

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和7年5月16日

いじめ重大事態の状況について

資 料

1. いじめ重大事態調査	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. その後の経過	・・・・・・・・・・・・・・・・	1

学校教育課

いじめ重大事態の状況について

1. いじめ重大事態調査

本件は、大磯町立小学校の児童が、同学年の児童からのいじめを受けた事案について、令和5年4月に大磯町教育委員会がいじめによる重大事態とした案件となります。

いじめの事実の全容解明、同種事態の再発防止のための方策を見出すことを目的とし、教育委員会による主体調査として実施することとし、大磯町いじめ問題対策・調査委員会から3名を第三者委員として派遣し調査を行いました。

第三者委員による調査は、令和5年6月20日より、関係者への聞き取り等を行うとともに、被害児童保護者が提出した資料や学校及び教育委員会が当該事案について記録している文書等を参考にすることで、いじめの事実確認に係る関連調査を令和7年3月24日まで行いました。

2. その後の経過

(1) 調査報告書

令和7年3月24日（月）

被害児童保護者へ説明し、①本文の内容について了承を得る
②後日「完成版」をお渡しすることについて了承を得る

令和7年3月25日（火）～4月10日（木）

加害とされる児童保護者へ説明、本文の内容について了承を得る

令和7年4月11日（金）

町長へ調査結果を報告

(2) 調査報告書の公表、記者発表

令和7年4月10日（木）

被害児童保護者へ、「報告書を近日中に公表する予定です」とFAX

令和7年4月11日（金）

記者発表及びホームページでの公表を行う旨連絡
(午後3時59分：平塚記者クラブ、町ホームページ)
(午後4時5分：議会)
(午後5時20分：被害児童保護者)

令和7年4月16日（水）

記者発表及びホームページでの公表を中止する旨連絡
(被害児童保護者、議会、平塚記者クラブ、町ホームページ)

理由：被害児童保護者から、個人情報等のマスキングをしていない調査報告書原文の交付を受けるまでは、調査報告書の公表を控えるよう申し入れ（令和7年4月14日付）があったため。